No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				フォローアップ			
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（誰でには適用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.廃規規制	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由　等	見直し予定 見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が分かるように記載）	未了の場合 未了の理由	未了の場合 再検討時期
1	愛知県東海市		書面掲示	条例	東海市公告式条例	第2条	(条例の公布) 第2条　条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。 2　条例の公布は、東海市役所前**掲示**場に**掲示**して行う。	地方自治法	第16条第４項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型２	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	現行運用上、行政サービスとして、市ウェブサイトへの掲載を行っているが、条例の公布について当該方法を規定していないため、改正を要する。	令和８年４月		完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
2	愛知県東海市		書面掲示	規則	東海市公告式規則	第2条	(告示等の公表) 第2条　告示等を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。 2　告示等の公表は、東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に規定する**掲示**場に**掲示**して行う。	地方自治法	第16条第４項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型２	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	現行運用上、行政サービスとして、市ウェブサイトへの掲載（個人情報の部分を除く。）を行っているが、告示等の公表について当該方法を規定していないため、改正を要する。 ただし、個人情報の取扱いに留意する必要があり、一部アナログ的な手段に限定した取扱いを必要とする。	令和８年４月		完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
20	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	議会規程	東海市議会図書室規程	第4条	(**閲覧**時間) 第4条　図書の**閲覧**時間は、議会事務局の執務時間内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	3	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	電子書籍システムを導入することにより、常時、場所を問わず閲覧が可能となる。	令和９年３月	企画政策課への申し送り：令和6年9月26日の議会運営委員会にて、電子書籍を導入することの費用対効果などを考慮し、電子書籍の導入は行わない判断をしています。	未了	電子書籍の導入は可能だが、備考に記載のとおり、電子書籍を導入することの費用対効果などを考慮し、電子書籍の導入は行わないもの。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
21	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	議会規程	東海市議会図書室規程	第5条	(**閲覧**種類) 第5条　図書の**閲覧**は、室内**閲覧**及び貸出の2種とする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	3	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	電子書籍システムを導入することにより、常時、場所を問わず閲覧が可能となる。	令和９年３月	企画政策課への申し送り：令和6年9月26日の議会運営委員会にて、電子書籍を導入することの費用対効果などを考慮し、電子書籍の導入は行わない判断をしています。	未了	電子書籍の導入は可能だが、備考に記載のとおり、電子書籍を導入することの費用対効果などを考慮し、電子書籍の導入は行わないもの。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
22	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	議会規程	東海市議会図書室規程	第6条	(室内**閲覧**の手続) 第6条　図書室において図書を**閲覧**しようとする者は、係員に申し出て**閲覧**しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	3	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	電子書籍システムを導入することにより、常時、場所を問わず閲覧が可能となる。	令和９年３月	企画政策課への申し送り：令和6年9月26日の議会運営委員会にて、電子書籍を導入することの費用対効果などを考慮し、電子書籍の導入は行わない判断をしています。	未了	電子書籍の導入は可能だが、備考に記載のとおり、電子書籍を導入することの費用対効果などを考慮し、電子書籍の導入は行わないもの。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
23	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	議会規程	東海市議会図書室規程	第10条	(貸出期間) 第10条　図書の貸出期間は、10日以内とする。 2　貸出期間満了後もなお引き続き**閲覧**しようとするときは、改めて貸出の手続をしなければならない。 3　議事課長は、事務上必要があると認めるときは、貸出期間中でも返還を求めることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	3	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	電子書籍システムを導入することにより、常時、場所を問わず閲覧が可能となる。	令和９年３月	企画政策課への申し送り：令和6年9月26日の議会運営委員会にて、電子書籍を導入することの費用対効果などを考慮し、電子書籍の導入は行わない判断をしています。	未了	電子書籍の導入は可能だが、備考に記載のとおり、電子書籍を導入することの費用対効果などを考慮し、電子書籍の導入は行わないもの。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
25	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	議長決裁	東海市議会議員の請負の状況の公表に関する要綱	第4条	(報告等の保存及び**閲覧**) 第4条　第2条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による届出は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 2　何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び届出の**閲覧**を請求することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	3	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	請求・閲覧する方法について、インターネットでの方法を加える必要があるが、市で統一した整理を行う必要があり、即時の運用変更は困難であるが、今後各所と調整のうえ、運用の見直しを図っていく予定。	令和９年３月		未了	見直し時期や具体的な内容については現在決定していないが、担当課との調整のうえで判断する。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
27	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	議会規程	東海市議会が管理する行政文書の開示に関する規程	第9条	(行政文書の開示の実施等) 第9条　条例第16条第1項の規定による行政文書の開示は、議長が指定する日時及び場所において行うものとする。 2　文書等についての**閲覧**の方法は、次の各号に掲げる文書等の種別の区分に応じ、当該各号に定めるものを**閲覧**することとする。 (1)　文書等(次号から第4号までに該当するものを除く。以下この号において同じ。)　当該文書等(条例第16条第2項ただし書の規定が適用される場合にあっては、当該文書等を複写機により用紙に複写したもの) (2)　マイクロフィルム　当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを用紙に印刷したもの (3)　写真フィルム　当該写真フィルムを印画紙に印画したもの	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	２	3	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	紙媒体である保存文書のみしか想定されていないため、電子媒体である保存文書をオンラインで閲覧することを想定した改正が必要。	令和９年４月		未了	見直し時期や具体的な内容については現在決定していないが、担当課との調整のうえで判断する。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
28	愛知県東海市		FD等の記録媒体	議会規程	東海市議会が管理する行政文書の開示に関する規程	第9条	(行政文書の開示の実施等) 第9条　条例第16条第1項の規定による行政文書の開示は、議長が指定する日時及び場所において行うものとする。 2　文書等についての閲覧の方法は、次の各号に掲げる文書等の種別の区分に応じ、当該各号に定めるものを閲覧することとする。 (1)　文書等(次号から第4号までに該当するものを除く。以下この号において同じ。)　当該文書等(条例第16条第2項ただし書の規定が適用される場合にあっては、当該文書等を複写機により用紙に複写したもの) (2)　**マイクロフィルム**　当該**マイクロフィルム**を専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該**マイクロフィルム**を用紙に印刷したもの (3)　写真フィルム　当該写真フィルムを印画紙に印画したもの	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	紙媒体である保存文書のみしか想定されていないため、電子媒体である保存文書をオンラインで閲覧することを想定した改正が必要。	令和９年４月		未了	見直し時期や具体的な内容については現在決定していないが、担当課との調整のうえで判断する。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
34	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	条例	東海市議会政務活動費の交付に関する条例	第16条	(報告書の保存及び**閲覧**) 第16条　議長は、第14条第1項の規定により提出された報告書を同項に規定する提出期限の日から5年を経過する日まで保存しなければならない。 2　何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告書の**閲覧**を請求することができる。 3　前項の報告書の**閲覧**に関し必要な事項は、議長が定める。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	3	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	紙媒体でしか想定されていないため、オンラインで請求することを想定した改正が必要。	令和９年４月		未了	見直し時期や具体的な内容については現在決定していないが、担当課との調整のうえで判断する。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
35	愛知県東海市		目視	条例	東海市議会政務活動費の交付に関する条例	別表	**調査**旅費 会派の行う**調査**研究活動のために必要な先進地**調査**又は**現地調査**に要する経費 会派の行う**調査**研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 会派の行う**調査**研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 会派の**調査**研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告又は広報を行うために要する経費	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型１	１②	１②	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	アナログ的手段を強制する意味合いの記述ではないため、見直しは不要である。			未了	記述内容は現地へ向かうことを強制していないことに加え、実際にオンラインでの調査実施も可能である（オンライン調査にて発生した経費も認めているもの）ため、見直しと不要と判断する。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
39	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	議会規程	東海市議会政務活動費の交付に関する規程	第3条	(報告書等の**閲覧**) 第3条　条例第16条第2項の規定による報告書等の**閲覧**は、当該報告書等が受理された日から行うことができる。 2　前項の**閲覧**に係る政務活動費収支報告書**閲覧**請求書は、様式第3によるものとする。 3　報告書等の**閲覧**は、議長が指定する場所で、執務時間中に行わなければならない。 4　報告書等は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為を行ってはならない。 5　前2項の規定に違反する者に対しては、その**閲覧**を中止させ、又は**閲覧**を禁止することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	3	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	紙媒体でしか想定されていないため、電子媒体である保存文書をオンラインで閲覧することを想定した改正が必要。	令和９年４月		未了	見直し時期や具体的な内容については現在決定していないが、担当課との調整のうえで判断する。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
77	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	訓令	東海市文書取扱規程	第1条の2	(用語の定義) 第1条の2　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　課　本庁における課をいう。 (2)　課長　課に置く課長をいう。 (3)　回議書　意思決定を受けるべき一切の文書をいう。 (4)　供覧文書　**閲覧**に**供する**ために供覧する文書で意思決定を伴わないものをいう。 (5)　完結　回議書にあっては決裁権者の署名又は押印の終了を、供覧文書にあっては最終供覧者の署名又は押印の終了をいう。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型２	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	紙媒体である保存文書のみしか想定されていないため、電子媒体である保存文書をオンラインで閲覧することを想定した改正が必要。	令和８年４月		完了済み	「文書」の定義規定を置き、電磁的記録を含めて当該規程に取り扱うこととした。 【参考：東海市文書取扱規程】 （用語の定義） 第1条の2　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　文書　職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、組織的に用いるものとして保有しているものをいう。		

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					フォローアップ			
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（法令に必要性の変更は前提）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが前提） c-2.見直し否（運用可能な技術等が現時点で不存在） d.廃規規制	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由　等	見直し予定 見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（改正内容や通知の内容が分かるように記載）	未了の場合 未了の理由	未了の場合 再検討時期
78	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	訓令	東海市文書取扱規程	第11条	(文書の処理) 第11条　文書取扱主任は、前条の規定により収受文書の取扱いをしたときは、直ちに課長の査閲を受けるものとする。ただし、軽易な文書その他あらかじめ課長の指定を受けた文書については、これを省略することができる。 2　課長は、文書の査閲後収受日付印の下部余白にその旨を明記し、自ら処理するものを除き、主務主幹又は主務統括主任を経て担当者に対し、直ちに処理するよう指示しなければならない。ただし、当該査閲をした文書(専決事項に属するものを除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その上部余白に「一応供覧」の朱印を押して上司に**閲覧**し、その指示又は承認を受けなければならない。 (1)　重要又は異例な文書で上司の指示を受けて処理する必要のあるもの	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	紙媒体である保存文書のみしか想定されていないため、電子媒体である保存文書をオンラインで閲覧することを想定した改正が必要。	令和８年４月		完了済み	「文書」の定義規定を置き、電磁的記録を含めて当該規程に取り扱うこととした。		
79	愛知県東海市		定期検査・点検	訓令	東海市文書取扱規程	第23条	(未完了文書の**調査**) 第23条　文書取扱主任は、**毎月**10日までに、文書処理簿により前月までに収受した文書で処理が完了していないもの(以下「未完了文書」という。)を**調査**し、未完了文書**通知**書(第10号様式)により主務主幹又は主務統括主任を経て課長に**報告**しなければならない。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型１	１①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	電子決裁システムの導入、文書管理システムの更新により随時未完了文書を確認できるようになるため、調査は不要とする。	令和８年４月		完了済み	当該規定を削除したもの。		
80	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	訓令	東海市文書取扱規程	第32条	(保存文書の**閲覧**又は借覧) 第32条　保存文書を**閲覧**し、又は借覧しようとする職員は、総務法制課の職員の指示に従って**閲覧**し、又は借覧しなければならない。この場合において、当該**閲覧**し、又は借覧しようとする職員の所属する課以外の保存文書を**閲覧**し、又は借覧しようとするときは、あらかじめ当該保存文書に係る主務課長の承認を得なければならない。 2　**閲覧**文書及び借覧文書は、いかなる理由があっても、抜取り、取替え、差入れ、転貸等をしてはならない。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型３	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	紙媒体である保存文書のみしか想定されていないため、電子媒体である保存文書をオンラインで閲覧することを想定した改正が必要。	令和８年４月		完了済み	「文書」の定義規定を置き、電磁的記録を含めて当該規程に取り扱うこととした。		
82	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	訓令	東海市文書取扱規程	第35条	(電話による事務処理) 第35条　電話による事案で必要と認めるものは、その要領を記載し、上司の**閲覧**に供しなければならない。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型３	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	紙媒体である保存文書のみしか想定されていないため、電子媒体である保存文書をオンラインで閲覧することを想定した改正が必要。	令和８年４月		完了済み	「文書」の定義規定を置き、電磁的記録を含めて当該規程に取り扱うこととした。		
120	愛知県東海市		書面掲示	規則	東海市個人情報の保護に関する規則	第8条	(施行の状況の公表) 第8条　条例第13条第2項の規定による同条第1項の報告の概要の公表は、開示請求等の件数その他必要な事項について行わなければならない。 2　前項の公表は、次に**掲げ**る方法で行うものとする。 (1)　東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に定める**掲示**場への**掲示** (2)　市の広報紙への掲載 (3)　インターネットにおける市のウェブサイトへの掲載	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	2	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	現時点でもインターネットによる閲覧が可能であり、更なる見直しには公告制度そのものの改正が必要となり、個人情報保護制度単体での見直しが困難であるため。	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
148	愛知県東海市		書面掲示	規則	市長の行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第2条	(聴聞の通知) 第2条　法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書(様式第1)により行うものとする。 2　法第15条第3項又は条例第15条第3項の規定により**掲示**場に**掲示**する場合においては、聴聞公示通知書(様式第2)を**掲示**して行うものとする。	行政手続法	第15条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型４	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	現時点でもインターネットによる閲覧が可能であり、更なる見直しには公告制度そのものの改正が必要となり、行政手続制度単体での見直しが困難であるため。	令和８年４月		完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
151	愛知県東海市		書面掲示	規則	市長の行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第17条	(弁明の機会の付与の通知の方式) 第17条　法第30条又は条例第28条の規定による通知は、弁明の機会付与通知書(様式第16)により行うものとする。 2　法第31条において準用する法第15条第3項又は条例第29条において準用する条例第15条第3項の規定により**掲示**場に**掲示**する場合においては、弁明の機会付与公示通知書(様式第17)を**掲示**して行うものとする。	行政手続法	第15条第3項及び第31条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型４	１①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	現時点でもインターネットによる閲覧が可能であり、更なる見直しには公告制度そのものの改正が必要となり、行政手続制度単体での見直しが困難であるため。	令和８年４月		完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
172	愛知県東海市		書面掲示	選挙管理委員会告示	東海市選挙管理委員会規程	第21条	(委員会の告示) 第21条　委員会の告示は、東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に定める**掲示**場に**掲示**して行う。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型２	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	現行運用上、行政サービスとして、市ウェブサイトへの掲載を行っているが、条例の公布について当該方法を規定していないため、改正を要する。	令和８年４月		完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
173	愛知県東海市		書面掲示	選挙管理委員会告示	東海市公職選挙管理規程	第1条の2	(選挙長の告示) 第1条の2　選挙長の告示は、東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に定める**掲示**場に**掲示**して行うものとする。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型２	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	現行運用上、行政サービスとして、市ウェブサイトへの掲載（個人情報の部分を除く。）を行っているが、告示等の公表について当該方法を規定していないため、改正を要する。 ただし、個人情報の取扱いに留意する必要があり、一部アナログ的な手段に限定した取扱いを必要とする。	令和８年４月		完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
227	愛知県東海市		実地監査	条例	東海市監査委員に関する条例	第4条	(**監査**の着手) 第4条　**監査**委員は、法令の規定により**監査**の請求又は要求があつたときは、7日以内に**監査**に着手しなければならない。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型１	１②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	単に条文に出てくる用語のため、アナログ規制の対象外であり、見直しの必要はない。			未了	単に条文に出てくる用語のため、アナログ規制の対象外であり、見直しの必要はない。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
229	愛知県東海市		実地監査	条例	東海市監査委員に関する条例	第7条	(随時**監査**) 第7条　法第199条第2項、第5項又は第7項に規定する**監査**を行おうとするときは、その期日の7日前までにその旨を市長又は関係のある者に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型１	１②	１②	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	単に条文に出てくる用語のため、アナログ規制の対象外であり、見直しの必要はない。			未了	随時監査の実績は無いが、随時監査の機会がある場合は電子データでの通知について対応可能。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
230	愛知県東海市		定期検査・点検	条例	東海市監査委員に関する条例	第7条	(**随時監査**) 第7条　法第199条第2項、第5項又は第7項に規定する**監査**を行おうとするときは、その期日の7日前までにその旨を市長又は関係のある者に**通知**しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型１	１②	１②	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	単に条文に出てくる用語のため、アナログ規制の対象外であり、見直しの必要はない。			未了	随時監査の実績は無いが、随時監査の機会がある場合は電子データでの通知について対応可能。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
231	愛知県東海市		書面掲示	条例	東海市監査委員に関する条例	第10条	(公表) 第10条　監査委員の行う公表は、東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に規定する**掲示**場に**掲示**して行う。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	掲示方法については、インターネットでの掲示も行っている。	令和８年４月		完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
237	愛知県東海市		FD等の記録媒体	監査委員告示	東海市監査委員が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程	第7条	(電磁的記録による作成等) 第7条　監査委員は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は**磁気ディスク**(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。 2　条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規程で定めるものは、電子署名を行い、電子証明書を添付することとする。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	―	―	―	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	磁気ディスクでの保存に関する記載であり、このことがアナログ的な対応をしているものではないため、改正は不要と判断する。			未了	市長部局と同等の規定にしているため、改正がある場合は対応していく。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					フォローアップ			
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（誰からに法律の変更は困難）） c-1.見直し済（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し済（運用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直しをの具体的な理由／継続検討の具体的な理由　等	見直し予定 見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（改正内容や通知の内容が分かるように記載）	未了の場合 未了の理由	未了の場合 再検討時期
238	愛知県東海市		書面掲示	公平委員会規則	東海市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則	第9条の3	(文書の送付) 第9条の3　文書の送付は、使送又は郵便によつて行う。 2　文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。 3　公示の方法による送付は、公平委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)の例により**掲示**してするものとする。この場合においては、**掲示**された日から14日を経過した時に当該文書の送付があつたものとみなす。	行政不服審査法	第51条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型４	１②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	用語の定義として使用されているものであり、見直しの必要はない。	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	東海市公告式条例の改正に伴い、掲示の方法を市ホームページの電子掲示場へ掲示する方法で変更したもの。 【参考：東海市公告式条例】 （条例の公布） 第2条　条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。 2　条例の公布は、インターネットにおける市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示して行う。ただし、災害その他やむを得ない理由により、当該掲示場に掲示して行うことができないときは、東海市役所前掲示場に掲示してこれを行うことができる。		
256	愛知県東海市		定期検査・点検	条例	東海市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第4条	(公表) 第4条　市長は、第2条第1項及び前条第1項の規定による**報告**を受けたときは、**毎年**12月末日までに、第2条第1項の規定による**報告**を**取りまとめ**、その概要及び前条第1項の規定による**報告**を公表しなければならない。 2　前項の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。 (1)　東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に定める掲示場への掲示 (2)　市の広報紙への掲載 (3)　インターネットにおける市のウェブサイトへの掲載	地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の施行に伴い改正又は新たに制定する条例の参考例等について(平成16年8月1日総行公第55号)	第6条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型２	１①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	報告することに関する規定であり、このことがアナログ的な対応を指定するものではないため、改正は不要と判断する。	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
257	愛知県東海市		書面掲示	条例	東海市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第4条	(公表) 第4条　市長は、第2条第1項及び前条第1項の規定による報告を受けたときは、毎年12月末日までに、第2条第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条第1項の規定による報告を公表しなければならない。 2　前項の規定による公表は、次に**掲げ**る方法で行う。 (1)　東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に定める**掲示**場への**掲示** (2)　市の広報紙への掲載 (3)　インターネットにおける市のウェブサイトへの掲載	地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正又は新たに制定する条例の参考例等について(平成16年8月1日総行公第55号)	第7条第1項第3号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	2	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	方法を複数設けており、このことがアナログ的な対応を指定するものではないため、改正は不要と判断する。	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
271	愛知県東海市		定期検査・点検	教育委員会規則	東海市立の小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	第11条	(**定期報告**) 第11条　年金たる補償を受ける者は、**毎年**2月1日から同月末日までの間に、傷病の**現状報告**書、障害の**現状報告**書又は遺族の**現状報告**書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめその必要がないと認めて**通知**した場合には、この限りでない。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型１	１①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	書面による報告のみしか認められない定めであるため、オンラインでの報告を可能とするような改正が必要。	未定	これまでに手続の実績が全くなく、アナログ規制の見直しを進めるためにはそもそもの制度運用から見直し・整備する必要があり、現時点では予定が立てられない。	未了	書面による報告のみしか認められない定めであるため、オンラインでの報告を可能とするような改正が必要。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
291	愛知県東海市		書面掲示	規則	東海市職員の給与の支給等に関する規則	第23条	第23条　条例第20条の2及び第20条の3(これらの規定を条例第21条第5項及び第26条第7項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。 2　前条第9項各号に**掲げ**る者が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。 3　任命権者は、条例第20条の3第1項(条例第21条第5項及び第26条第7項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分(以下「一時差止処分」という。)を行おうとする場合は、あらかじめその旨を書面で市長に通知しなければならない。 4　任命権者は、一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型２	１②	１②	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	公告式条例の手続き方法が変更された場合には対応するものである。	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
296	愛知県東海市		書面掲示	条例	東海市職員の退職手当に関する条例	第15条	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第15条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1)　懲戒免職等処分を受けて退職をした者 (2)　地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型２	１②	１②	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	公告式条例の手続き方法が変更された場合には対応するものである。	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
318	愛知県東海市		書面掲示	条例	東海市税条例	第20条	(公示送達) 第20条　法第20条の2の規定による公示送達は、東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に規定する**掲示**場に**掲示**して行うものとする。	地方税法	第20条の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型２	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	公告式条例の手続き方法が変更された場合には対応するものである。	令和８年４月	地方税法が令和５年３月３１日に改正され、本条例もそれに準じて改正を行う必要がある。	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
334	愛知県東海市		書面掲示	条例	東海市財政状況の公表に関する条例	第4条	(公表の方法) 第4条　財政状況の公表は、東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に定める**掲示**場に**掲示**して行なう。 2　財政状況は、前項の規定によるほか、公表の日から1年間は、市役所において閲覧することができる。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	東海市公告式条例第２条第２項に、条例の公布は、東海市役所前掲示場に掲示して行うと定められているため見直しは不用と判断する。	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
335	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	条例	東海市財政状況の公表に関する条例	第4条	(公表の方法) 第4条　財政状況の公表は、東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して行なう。 2　財政状況は、前項の規定によるほか、公表の日から1年間は、市役所において**閲覧**することができる。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	財政状況は市ＨＰにも公表しており、記載された項目はアナログ的手段を利用することを手段の１つとして捉えており、同手段を強制するものではない。	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
336	愛知県東海市		書面掲示	教育委員会規則	東海市教育委員会公告式規則	第2条	(規則の公布) 第2条　規則は、教育委員会会議において議決した日から起算して7日以内に公布するものとする。 2　規則を公布しようとするときは、番号、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入し、教育長の印を押さなければならない。 3　規則の公布は、東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に定める**掲示**場に**掲示**して行う。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第15条第２項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型２	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	令和８年４月	公告式は、市全体で統一的な方法で行う必要があり、関係部局と調整して進めていく必要があるため、現時点では見直し予定は立てられない。	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					フォローアップ				
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（法令に必要な変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.廃規規制	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由　等	見直し予定 見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（改正内容や通知の内容が分かるように記載）	未了の場合 未了の理由	未了の場合 再検討時期
341	愛知県東海市		書面掲示	教育委員会規則	教育委員会の行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第2条	(聴聞の通知) 第2条　法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書(様式第1)により行うものとする。 2　法第15条第3項又は条例第15条第3項の規定により**掲示**場に**掲示**する場合においては、聴聞公示通知書(様式第2)を**掲示**して行うものとする。	行政手続法	第15条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型２	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	令和８年４月	行政手続関係法令・条例に基づく具体的な手続内容を定めたもので、市全体で統一的な方法で行う必要があり、関係部局と調整して進めていく必要があるため、現時点では見直し予定は立てられない。	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
343	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	教育委員会規則	教育委員会の行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第14条	(聴聞調書及び報告書の**閲覧**の手続) 第14条　法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定により調書又は報告書の**閲覧**を求めようとするときは、聴聞調書・報告書**閲覧**請求書(様式第14)を、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては教育委員会に提出しなければならない。 2　主宰者又は教育委員会は、法第24条第4項又は条例第24条第4項の**閲覧**を許可したときは、その場で**閲覧**させる場合を除き、速やかに**閲覧**の日時及び場所を当該**閲覧**を請求した者に通知しなければならない。	聴聞の運用のための具体的措置について(平成6年4月25日総管第102号)	別紙二　Ⅱ	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型３	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	未定	行政手続関係法令・条例に基づく具体的な手続内容を定めたもので、市全体で統一的な方法で行う必要があり、関係部局と調整して進めていく必要があるため、現時点では見直し予定は立てられない。	未了	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
344	愛知県東海市		書面掲示	教育委員会規則	教育委員会の行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第17条	(弁明の機会の付与の通知の方式) 第17条　法第30条又は条例第28条の規定による通知は、弁明の機会付与通知書(様式第16)により行うものとする。 2　法第31条において準用する法第15条第3項又は条例第29条において準用する条例第15条第3項の規定により**掲示**場に**掲示**する場合においては、弁明の機会付与公示通知書(様式第17)を**掲示**して行うものとする。	行政手続法	第15条第3項及び第31条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型２	１①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	令和８年４月	行政手続関係法令・条例に基づく具体的な手続内容を定めたもので、市全体で統一的な方法で行う必要があり、関係部局と調整して進めていく必要があるため、現時点では見直し予定は立てられない。	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
345	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	教育委員会規則	教育委員会の行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	様式第1号	2　聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の**閲覧**を求めることができます。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	未定	様式内の記述であり、前記の関連手続の見直しに合わせて整理すべきもの。	未了	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
346	愛知県東海市		書面掲示	教育委員会規則	教育委員会の行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	様式第2号	この**掲示**を始めた日から起算して2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型２	１①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	未定	様式内の記述であり、前記の関連手続の見直しに合わせて整理すべきもの。	未了	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
347	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	教育委員会規則	教育委員会の行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	様式第8号	資料**閲覧**請求書 事実を証する資料の**閲覧**を請求します。 **閲覧**しようとする資料の名称	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型３	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	未定	様式内の記述であり、前記の関連手続の見直しに合わせて整理すべきもの。	未了	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
348	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	教育委員会規則	教育委員会の行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	様式第14号	聴聞調書・報告書**閲覧**請求書 **閲覧**しようとする書類の名称	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型３	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	未定	様式内の記述であり、前記の関連手続の見直しに合わせて整理すべきもの。	未了	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
349	愛知県東海市		書面掲示	教育委員会規則	教育委員会の行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	様式第17号	この**掲示**を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	未定	様式内の記述であり、前記の関連手続の見直しに合わせて整理すべきもの。	未了	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
394	愛知県東海市		書面掲示	規則	東海市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行規則	第10条	(公告) 第10条　法第9条の規定による告示は、東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)に規定する**掲示**場に**掲示**することにより行い、その期間は公告の日から起算して30日以上とする。	行旅病人及行旅死亡人取扱法	第9条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型４	１②	1②	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	行旅病人及行旅死亡人取扱法に掲示板への掲示と明確に規定されていることから、改正は不要と判断する。	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
409	愛知県東海市		書面掲示	農業委員会規則	東海市農業委員会総会会議規則	第2条	(会議の通知及び公示) 第2条　会長は、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これをすべての委員に通知するとともに東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)に定める**掲示**場に公告しなければならない。 2　前項の通知及び公告は、緊急やむを得ない場合を除き、会議の日前3日までにこれをしなければならない。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	東海市公告式条例第２条２項が改正されなければ運用の変更が困難なため	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
411	愛知県東海市		目視	規則	東海市農業委員会への事務委任規則	第2条	(委任事務) 第2条　農業委員会に委任する事務は、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。 (1)　法第18条第1項の規定により農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可をすること。 (2)　法第18条第3項の規定により都道府県機構の意見を聴くこと。 (3)　法第18条第4項の規定により許可に条件を付けること。 (4)　前3号に掲げる事務に伴い、法第49条第1項の規定により職員に他人の土地等に**立ち入って調査**させ、**測量**させ、又は竹木等を除去させ、若しくは移転させること。 (5)　法第49条第3項の規定により通知し、又は公示すること(前号に掲げる事務に係るものに限る。)。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型２	１②	1②	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	実際に職員が目視しなければ現地の詳細までわからないため			未了	農地法に定められている立入調査権であり、国、県にも権限があるため見直しはできない。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
415	愛知県東海市		FD等の記録媒体	農業委員会告示	東海市農業委員会が管理する行政文書の開示に関する規程	第9条	(行政文書の開示の実施等) 第9条　条例第16条第1項の規定による行政文書の開示は、農業委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。 2　文書等についての閲覧の方法は、次の各号に掲げる文書等の種別の区分に応じ、当該各号に定めるものを閲覧することとする。 (1)　文書等(次号から第4号までに該当するものを除く。以下この号において同じ。)　当該文書等(条例第16条第2項ただし書の規定が適用される場合にあっては、当該文書等を複写機により用紙に複写したもの) (2)　**マイクロフィルム**　当該**マイクロフィルム**を専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該**マイクロフィルム**を用紙に印刷したもの (3)　写真フィルム　当該写真フィルムを印画紙に印画したもの	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	－	－	－	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	本人確認等の観点から、データでの交付が難しいため		**本人確認の方法として、マイナンバー角認証が可能です。オンラインでの提供についてご検討ください。**	未了	本人確認については、備考のとおり検討していく。オンラインでの交付については又キャンデータで交付可能であれば検討していく。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
433	愛知県東海市		書面掲示	規則	東海市準用河川管理規則	第2条	(準用河川の指定等の公示) 第2条　河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「政令」という。)第55条第2項の規定による準用河川の指定の公示又は同条第3項の規定により当該指定の手続に準じて行う指定の変更若しくは廃止の公示は、東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に定める**掲示**場に**掲示**して行うものとする。 2　前項の規定は、法、政令及び河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号。以下「省令」という。)の規定により市長が行う同項以外の公示について準用する。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	公告文の掲示はWebでも行っている（総務法制課）	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
438	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	告示	東海市地価公示図書閲覧規程	第2条	(**閲覧**場所) 第2条　図書の**閲覧**場所は、東海市役所都市建設部用地課とする。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	紙媒体である保存文書のみしか想定されていないため、電子媒体である保存文書をオンラインで閲覧することを想定した改正が必要。	令和８年４月		未了	地価公示法第七条第二項より、市町村の事務所において閲覧することが義務づけられているため、見直しが困難である。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
439	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	告示	東海市地価公示図書閲覧規程	第3条	(**閲覧**日及び**閲覧**時間) 第3条　図書の**閲覧**日及び**閲覧**時間は、次のとおりとする。 (1)　**閲覧**日　1月4日から12月28日まで(東海市の休日を定める条例(平成元年東海市条例第50号)第1条第1項に規定する休日及び市長の指定する日を除く。) (2)　**閲覧**時間　午前8時30分から午後5時15分まで	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	紙媒体である保存文書のみしか想定されていないため、電子媒体である保存文書をオンラインで閲覧することを想定した改正が必要。	令和８年４月		未了	地価公示法第七条第二項より、市町村の事務所において閲覧することが義務づけられているため、見直しが困難である。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					フォローアップ			
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（法令に必要性の変更は前提）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（運用可能な技術等が現時点で不存在） d.廃規規制	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由　等	見直し予定 見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（改正内容や通知の内容が分かるように記載）	未了の場合 未了の理由	未了の場合 再検討時期
445	愛知県東海市		書面掲示	規則	東海市建築基準法施行細則	第12条	(違反建築物の公告の方法) 第12条　省令第4条の17の規定による市長が定める方法は、東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に**掲げる掲示**場に**掲示**するものとする。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	１②	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	対象がほぼなく、費用対効果が見込めないため、改正は不要と判断する。	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
455	愛知県東海市		書面掲示	条例	東海市営住宅条例	第4条	(入居者の公募方法) 第4条　入居者の公募は、次に**掲げ**る方法のうち2以上の方法によって行うものとする。 (1)　新聞への掲載 (2)　東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に定める**掲示**場への**掲示** (3)　市の広報紙への掲載 (4)　有線テレビジョンによる放送 2　前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の設置場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。	公営住宅管理標準条例(案)について(平成8年10月14日建設省住総発153号)	第3条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	２	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	公募の方法は掲示に限ったものではないため、改正は不要と判断する。	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
459	愛知県東海市		書面掲示	条例	東海市都市公園条例	第11条の2	(工作物等を保管した場合の公示事項等) 第11条の2　法第27条第5項の条例で定める事項は、次に**掲げ**るものとする。 (1)　保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量 (2)　保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時 (3)　当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所 (4)　前3号に**掲げ**るもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項 2　法第27条第5項の規定による公示は、前項各号に**掲げ**る事項を、保管を始めた日から起算して2週間、東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に定める**掲示**場に**掲示**する方法により行わなければならない。 3　法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引	○○都道府県(市町村)都市公園条例(昭和31年11月20日建設計発第339号)	第11条の3第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	１②	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	東海市公告式条例の改正が必要であり、東海市都市公園条例単体での見直しが困難であるため。	令和８年４月		完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
488	愛知県東海市		往訪閲覧・縦覧	水道事業管理規程	東海市上下水道事業管理規程	第53条	(保存文書の**閲覧**又は借覧) 第53条　保存文書の**閲覧**又は借覧については、東海市の例による。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	２	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	紙媒体である保存文書のみしか想定されていないため、電子媒体である保存文書をオンラインで閲覧することを想定した改正が必要。東海市の規定に合わせる。	令和８年４月	※市と要調整	完了済み	令和８年３月規程改正済		
490	愛知県東海市		FD等の記録媒体	水道事業管理規程	東海市上下水道事業会計規程	第14条の2	(口座振替の方法による納付) 第14条の2　口座振替の方法により収入を納付しようとする者は、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関にその旨を請求するとともに、口座振替依頼書を経営課長に提出しなければならない。 2　経営課長は、第13条第1項本文の規定にかかわらず、口座振替の方法により収入を納付しようとする者に対し、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に振替日の5営業日前(伝送の方法による場合は、振替日の4営業日前)までに**磁気テープ**等を送付することによつて納入の通知をすることができる。 3　納入義務者は、第1項の規定により出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に請求した事項を変更しようとするとき又は口座振替の方法による納付を廃止しようとするときは、その旨を出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関及び経営課長に申し出	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	－	－	－	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	磁気ディスクでの保存に関する記載であり、このことがアナログ的な対応をしているものではないため、改正は不要と判断する。			未了	金融機関との磁気テープでのによる出納事務が一部行われているが、磁気テープによらない事務への移行については、金融機関との調整が必要となる。現時点では、磁気テープでやり取りしている業務について、見直しの予定はないが、引き続き、金融機関とシステム等の環境の情報交換をしながら、費用負担も含めて磁気テープに代わる手段の検討を行っていく。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
492	愛知県東海市		FD等の記録媒体	水道事業管理規程	東海市上下水道事業会計規程	第27条	(口座振替払による支出手続) 第27条　経営課長は、口座振替の方法による支出をしようとする場合は、払戻請求書及び口座振替依頼書(振替を依頼する内容を**磁気テープ**等に記録した場合にあつては、当該**磁気テープ**等を含む。)又は口座振替用紙を出納取扱金融機関に交付しなければならない。この場合において、管理者は、特に必要があると認めるときは、債権者に口座振替の通知をするものとする。 2　令第21条の10の規定により管理者が定める金融機関は、出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関とする。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	－	－	－	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	磁気ディスクでの保存に関する記載であり、このことがアナログ的な対応をしているものではないため、改正は不要と判断する。			未了	金融機関との磁気テープでのによる出納事務が一部行われているが、磁気テープによらない事務への移行については、金融機関との調整が必要となる。現時点では、磁気テープでやり取りしている業務について、見直しの予定はないが、引き続き、金融機関とシステム等の環境の情報交換をしながら、費用負担も含めて磁気テープに代わる手段の検討を行っていく。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
499	愛知県東海市		定期検査・点検	水道事業管理規程	東海市上下水道事業出納取扱金融機関等に関する公金取扱規程	第19条	(小切手振出済**通知**書) 第19条　経営課長は、小切手を振り出したときは、**毎日**これを**取りまとめ**、小切手振出済**通知**書を総括店に送付しなければならない。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型１	１①	２	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	政府及び金融機関の方針により、小切手ではなく、デジタル技術を使った電子的決済手段に移行する。	令和９年３月	※市と要調整	未了	令和９年３月の規程の改正に向けて、引き続き、市と調整を行う。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和9年3月
500	愛知県東海市		FD等の記録媒体	水道事業管理規程	東海市上下水道事業出納取扱金融機関等に関する公金取扱規程	第25条	(口座振替による支払) 第25条　総括店は、経営課長から払戻請求書及び口座振替依頼書(振替を依頼する内容を**磁気テープ**等に記録した場合にあつては、当該**磁気テープ**等を含む。)又は口座振替用紙の交付を受けたときは、直ちに債権者の預金口座に振替の手続をしなければならない。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	－	－	－	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	磁気ディスクでの保存に関する記載であり、このことがアナログ的な対応をしているものではないため、改正は不要と判断する。			未了	金融機関との磁気テープでのによる出納事務が一部行われているが、磁気テープによらない事務への移行については、金融機関との調整が必要となる。現時点では、磁気テープでやり取りしている業務について、見直しの予定はないが、引き続き、金融機関とシステム等の環境の情報交換をしながら、費用負担も含めて磁気テープに代わる手段の検討を行っていく。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
507	愛知県東海市		書面掲示	水道事業管理規程	東海市水道事業指定給水装置工事事業者規程	第4条	(指定等の公示) 第4条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に定める**掲示**場へその旨を公示しなければならない。 (1)　法第16条の2第1項の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新を行つたとき。 (2)　法第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があつたとき。 (3)　法第25条の11第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定を取り消したとき。 (4)　前条の規定により指定給水装置工事事業者の指定を停止したとき。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型４	１②	１②	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。	令和８年４月	**公告式条例により定められているもの**	完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		
511	愛知県東海市		定期検査・点検	上下水道事業管理規程	東海市下水道条例施行規程	第7条	**測定**の回数 14日を超えない排水の**期間ごとに1回**以上 30日を超えない排水の**期間ごとに1回**以上	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型３	１①	１①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	定期的に検査を行うことで水質管理が実現できるため			未了	定期的に採水が必要であり、採水方法はアナログとなるが、検査方法はデジタル技術を活用している。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
512	愛知県東海市		定期検査・点検	上下水道事業管理規程	東海市下水道条例施行規程	第7条	**測定**の回数 排水の期間中**1日1回**以上	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型３	１①	１①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	定期的に検査を行うことで水質管理が実現できるため			未了	定期的に採水が必要であり、採水方法はアナログとなるが、検査方法はデジタル技術を活用している。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
517	愛知県東海市		目視	上下水道事業管理規程	東海市公共下水道排水設備工事業者規程	第10条	(責任技術者の義務) 第10条　責任技術者は、公共下水道に関する法令、条例、施行規程及びこの規程の規定を遵守し、誠実に工事の設計及び監理に当たるとともに、その技術上の責任を負わなければならない。 2　責任技術者は、その設計及び監理による工事の**検査**を受けるときは、必ず**立ち会**わなければならない。 3　責任技術者は、その職務を行うに当たつては常に技術者証を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。	標準下水道条例について(昭和34年1月18日厚生省衛発第1108号・建設省計発441号)	第6条の4第2項第4号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型１	１①	１①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	排水設備工事が問題なく完了し、下水道が使えるかどうかを市職員と責任技術者の両者で目視することで、誤認のないようにするため。			未了	遠隔地からの検査を可とするか、先行自治体を参考にしながら、検討を進める。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
518	愛知県東海市		書面掲示	上下水道事業管理規程	東海市公共下水道排水設備工事業者規程	第11条	(指定等の公示) 第11条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度東海市公告式条例(昭和44年東海市条例第3号)第2条第2項に規定する**掲示**場へその旨を公示しなければならない。 (1)　第4条の規定により指定業者の指定をしたとき。 (2)　第7条第2項(第2号から第4号までに限る。)の規定による届出を受理したとき。 (3)　第8条第1項又は第2項の規定により指定業者の指定を取り消し、又はその指定を停止したとき。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型２	１②	１②	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	東海市公告式条例が見直されれば、書面掲示する必要はない	令和８年４月		完了済み	現行 東海市役所前掲示場に掲示 変更後 市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示。ただし、次に掲げる場合には、例外として、東海市役所前掲示場に掲示することとする。 ・災害その他やむを得ない理由により市のウェブサイトへの掲載が困難な場合 ・告示等の公表の場合において、個人情報を含む公示文書（公示送達に係るものを除く。）を公表するとき ・告示等の公表の場合において、電子データを保有していないもの又はＰＤＦ形式への変換が困難なもの等を公表するとき		

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					フォローアップ			
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1.業務廃止（条文の改正が必要） a-2.業務廃止（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.業務見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（法令に必要性の変更は前提）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（運用可能な技術等が現時点で不存在） d.経過措置	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由　等	見直し予定 見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（改正内容や通知の内容が分かるように記載）	未了の場合 未了の理由	未了の場合 再検討時期
519	愛知県東海市		目視	上下水道事業管理規程	東海市公共下水道排水設備工事業者規程	第14条	(工事の**検査**等) 第14条　管理者は、工事が完了したときは、責任技術者の**立会**いの上、**検査**を行うものとする。 2　管理者は、前項の**検査**の結果、当該工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合しないと認めたときは、期限を定めて改修を命ずることができる。	標準下水道条例について(昭和34年1月18日厚生省衛発第1108号・建設省計発441号)	第6条の4第2項第4号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型１	１①	１①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	排水設備工事が問題なく完了し、下水道が使えるかどうかを市職員と責任技術者の両者で目視することで、誤認のないようにするため。			未了	遠隔地からの検査を可とするか、先行自治体を参考にしながら、検討を進める。	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和8年10月以降
528	愛知県東海市		定期検査・点検	消防本部訓令	東海市救急業務規程	第10条	(救急車に備える救急資器材) 第10条　救急車には、別表第1に掲げる救急資器材を備えなければならない。 2　消防長は、高規格救急車を配置する場合は、前項に定めるもののほか、別表第2に掲げる救急資器材を備えなければならない。 3　隊員は、常に救急資器材の**点検**整備に努めるとともに、次の各号に掲げる救急車の種類に応じ、当該各号に定める特殊な救急資器材については、**2年に1回定期検査**を行い、その安全性及び機能の維持に努めなければならない。 (1)　高規格救急車　自動式人工呼吸器、酸素吸入器、自動式心マッサージ器 (2)　前号以外の救急車　自動式人工呼吸器、酸素吸入器	当該例規	ー	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型１	１①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	点検については、デジタル技術を活用した方法に要検討　　年1回の定期検査については、既に業者へ委託済み	令和９年３月		未了	前回の回答のとおり、見直しを検討する	所管課と見直しについて現在調整中のため	令和3年10月